多久の子育てを応援する「児童センター」







あじさいのイベント情報♪



「みんなでLet's Cooking! 子ども料理教室開催中♪」

今日のお昼はお留守番!そんな時、ひとりで簡単なお昼ご飯やおやつを作れる ように子ども料理教室を開催します。自分たちでご飯を作る楽しさや喜びをおと もだちと一緒に感じてみませんか?たくさんの参加を待っています♪

○対 象:小学4年生~6年生

○定 員:各回 10人 ○時 間:各回 10時~12時

切:各回開催日の10日前まで

[申し込み] あじさい内 児童館 ☎75-6621

※応募が多い場合は抽選となります

○参加費:各回 300円

○持ち物:エプロン・三角巾



あじさい ホームページ



MENU

① 12月 9日(日) 「ホットケーキ作り」 ② 平成31年 1 月19日仕) 「カレーライス作り」 ③平成31年2月9日生 「バレンタインチョコ作り



▲おいしくできるかな♪

問い合わせ

☆75-6621 / 子育て支援センター「でんでんむし」 **☎**37 - 1117 利用者支援事業「パラソル」 ☆75-5120 / ファミリー・サポート・センター「にじいろ」

☎75 − 5111



出典:独立行政法人国民生活センター

伝えて支払った。 イドカードを購入し、 S かったが、連絡し ショ 手 通 販 | 会 -社 メッ の名 セー 番号を

がな たので、電話をしたら未納サ イト料金を請求された。 法的措置を取ると書いてあっ ービス)が届いた。 50万円分のプリペ 身に覚え ないと 19 万

され、 終告知のお知らせ」と書かれ「消費料金に関する訴訟最 支払い番号を伝えて、 ら、弁護士を名乗る者を紹介 たハガキが届き、電話をした 料10万円を支払った。 、指示に従いコンビニで 取

(6)代女性)

- ●架空請求の請求手段は、電話、ハガキ、メール、SMS(ショートメッセージサービス) などさまざまです。
- ●実在の事業者名を騙って本物と思わせたり、法的措置を取るなどと記載をしたり、 消費者の不安をあおるケースも見られます。
- ●架空請求は消費者の情報を完全に特定して送られているわけではありません。連 絡してしまうと個人情報が知られ、その情報を元にさらに金銭を要求される可能 性があります。未納料金を請求されても心当たりがなければ決して相手に連絡し てはいけません。
- ▶不安に思ったら、すぐに下記問い合わせ先に相談ください。

問い合わせ

60代男性

市民生活課 生活環境係 ☎75-6117 消費者ホットライン ☎188

Check!

ったりのない

だまされない賢い消費者になろう!!自分は大丈夫だと思っていませんか?